

税務署だより

平成30年分以降の配偶者控除及び 配偶者特別控除の取扱いについて

～改正の概要～

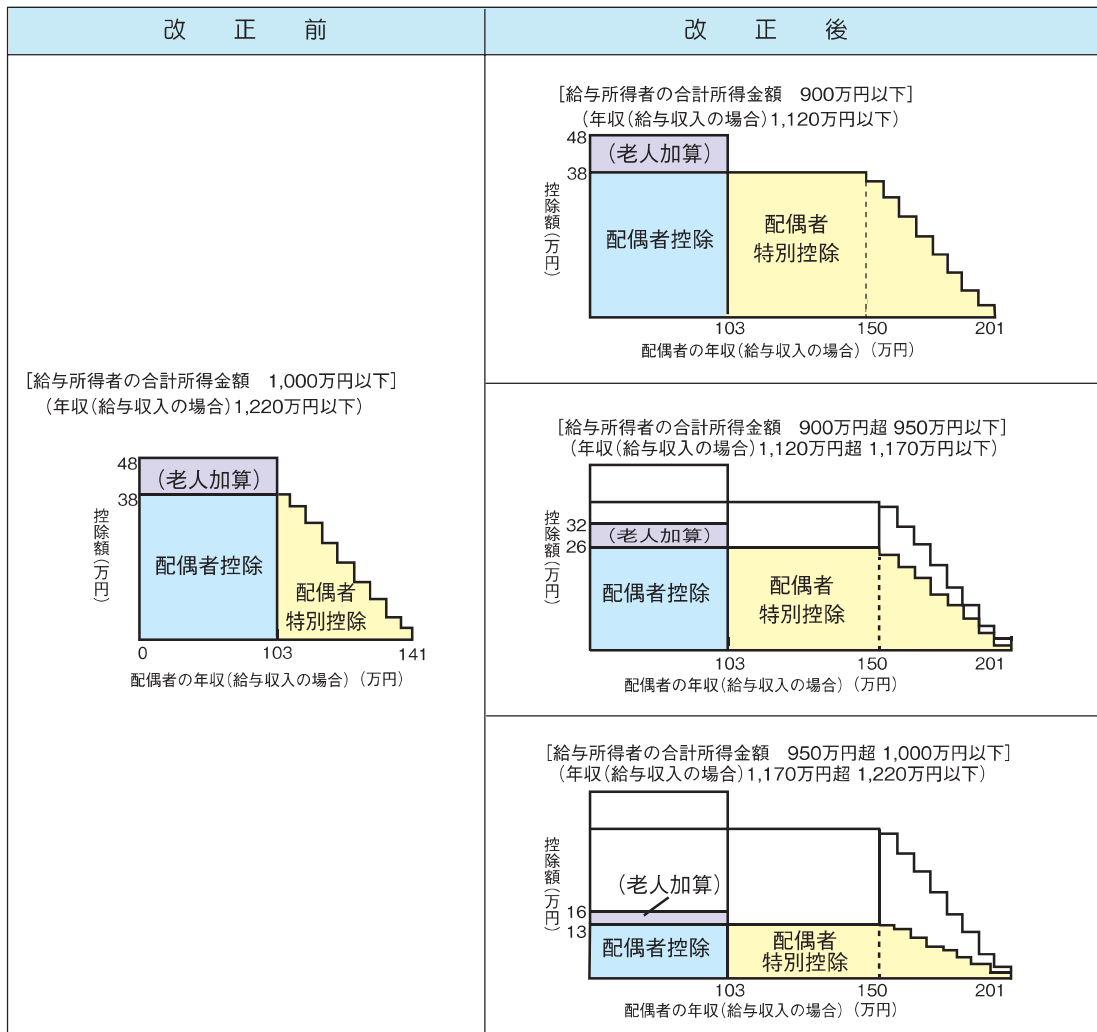
浜松東税務署

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。改正の概要は、次のとおりとなります。

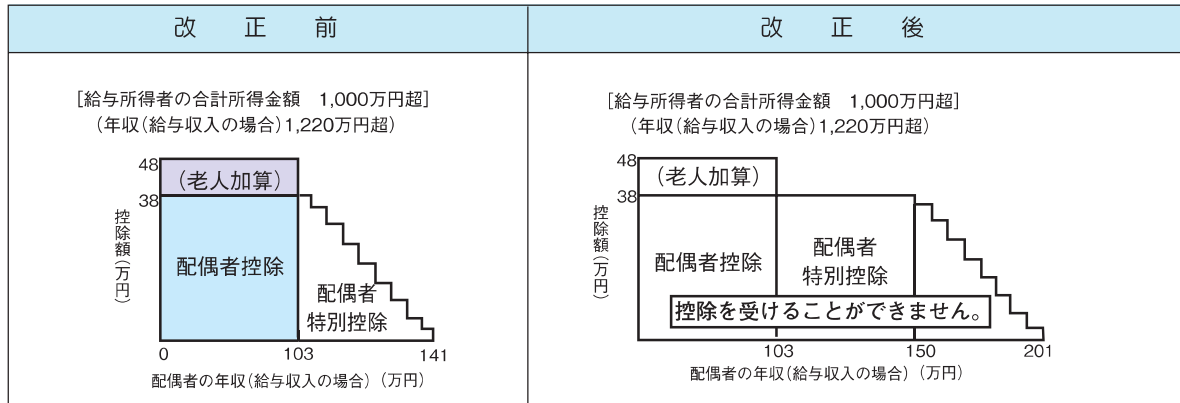
◎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないことと**されました(改正前:給与所得者の合計所得金額の制限無)。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる**配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下と**されました(改正前:38万円超76万円未満)。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ》



税務署だより



《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 { 1,120万円超 1,170万円以下 }	950万円超 1,000万円以下 { 1,170万円超 1,220万円以下 }	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

・詳しくは国税庁HP>刊行物等>パンフレット・手引き>源泉所得税関係>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについてをご覧ください。